

マルサスとパーネル

—アイルランドの十分の一税制度の改革と関連して—

柳 田 芳 伸

I パーネルの生涯と著作

パーネル (Parnell, Henry Brooke, 1776-1842) は1776年7月3日にダブリンで生を受けた。父パーネル (Parnell, John, 1745-1801) はアイルランド政府の財政・通貨に関する著名な書記官で、かつ財務大臣をも務めた准男爵であり、母はコールブルック (Colebrooke) の准男爵ブルク (Brook, Arthur) 卿の次女で、パーネルはこうした2人の次男であった。そして経済不況下の1842年6月8日に、パーネルは長患い (遅くとも41年8月以来) の末、ロンドンのChelsea Cadogan Palaceの着衣室で自ら縊死した。この間、主としてウィッグ党 (但し、パーネルは公式には決していずれの政党や党派に属することはなかったけれども) の最自由派の下院議員としてアイルランドにおける諸改革やイギリスの財政改革のために尽力した。以下、この点を中心にパーネルの生涯を振り返っておきたい。

パーネルは91-3年にイートン校で学んだ後、94年にケンブリッジのトリニティ・カレッジに在籍したけれども、学位を取得することなく退学した。その後、リンカン法学院に入学した97年の夏にメリー選挙区から下院議員に選出された。そして99年4月に摂政法案を支持したり、また父に従いアイルランドのイングランドとの合邦に反対票を投じたりした。

1年2月17日には、ポーターリントン伯爵 (John Dawson, 1st Earl of Portarlington, 1744-98) の長女ドーソン (Dawson, Caroline Elizabeth) と結

婚し、3人の息子と3人の娘とをもうけた。また同年12月の父の死に伴い、長兄(William, Parnell, 1778-1812)の管理能力の欠如¹のゆえに、クイーンズ地方の所領を相続すると共に、12年7月の兄の死去以降は准男爵の称号を名乗ることとなった。

ついで2年4月に、クイーンズ地方選出の連合王国下院議員となったけれども、6月には国会が解散された。幸い、翌月ポーターリントン伯爵の1選挙区から再選を果たしはたけれども、今度はその議席自体が11月にウェールズ王の友人に売却されてしまい、議席を失った。その後暫く経済学の研究に没頭した²けれども、6年2月の選挙でクイーンズ地方から返り咲き、爾後32年12月まで下院議員として活躍した。その後も33年4月の補欠選挙でダンディー(Dundee)より復帰し、41年8月23日に上院議員となるまでその議席を保持した。また同時に、時の首相ピール(Peel, Robert, 1788-1850)卿から初代コングルトン³卿(Lord Congleton)という美名を賜った。

焦点をパーネルの6年以降の下院議員としての諸活動に集約させていこう。パーネルはトリー党のピット(Pitt, William, 1759-1806, 1804-06年首相)から薄遇を受けたため、反対陣営に回った。ようやく6年4月にアイルランド財務委員会委員長に就任し、翌月の7日に国会の場でアイルランド予算について演説を行った。これが国会でのパーネルの初演説であった。しかしウィッグ党のグレンヴィル(Grenville, William Wyndham, 1759-1834)卿が7年3月に失脚した際、同職を辞した。また9年4月にはアイルランド通貨と大英国通貨の融合を提案したけれども、まったく賛同が得られなかった。

このようにパーネルは6-18年の間、下院においてアイルランドに関する諸事への活発な発言者の役を演じた。十分の一税改革やカソリック教徒への差別の撤廃などがその典型である。さらに20年以降も、例えば、アイルランドにおける自由保有農の選挙資格の緩和や、借地農(tenements)の又貸しに関する法改正、あるいはアイルランドの治安裁判所の規制など

を唱える一方、アイルランド非合法結社案 (Irish Unlawful Societies Bill of 1825) に対してはきっぱりと反対した。しかし32年には極めて制限的なアイルランド改革案を提議したため、「ウイッグの裏切り者 (Judas)」という烙印を押されもした。

パーネルが名を連ねたその他の主な委員会を列記すれば、地金委員会(10年)、穀物貿易委員会 (13年)、農業疲弊調査委員会 (21年)、歳入歳出調査委員 (the public income & expenditure of U.K) 会 (28年)、シビル・リスト調査特別委員会 (31年3月)、公会計調査委員会 (31年)、及び消費税調査委員会 (32年) 等が挙げられる⁴。これらのうち、まず、パーネルが10年2月19日に委員長長のホーナー (Horner, Francis, 1778-1817) によって指名され、地金委員の1人に任命されたことに一瞥を加えておこう。地金委員会は22名で構成され、そのうちの6名⁵は4年に設置されたアイルランド流通紙幣、正貨、並びに通貨に関する委員会の成員であった。パーネルはその委員でこそなかったけれども、4年のアイルランド為替の変動に関する論争に参加していた点を買われ、抜擢されたのである⁶。とはいえ、地金委員会は事実上、ホーナー、ソートン、及びハスキソン (Huskisson, William, 1770-1830) の3人によって運営され、31回の会合を開き、かつ延べ48人に審問し、6月9日には周知の地金委員会報告を下院に提出した⁷。パーネルはこの報告草案に賛成票を投じた⁸ばかりか、11年5月8日には国会でこの報告の推進を訴えもした⁹。また19年5月25日にも、物価騰貴と金価格の上昇の主因をイングランド銀行券の過剰発行に帰する1地金論者 (bullionist) としてピール通貨法 (Peel's Currency Act は19年7月2日に成立し、23年5月1日の正貨兌換再開への布石となった) の支持を標榜した。

次に、視点を13年3月22日に設置された穀物貿易委員会の委員長としてのパーネルに向けておきたい。この委員会の目的は、当初はアイルランドの穀物輸出先をイギリス本国に限らず、西インド諸島、ブラジルその他にも拡大しようとするものであった。けれども、議会の要望を受け、広く英

国の穀物法を検討することとなり、主として外国産穀物の輸入への依存を弱め、連合王国の経済的独立を確保する方策を検討することとなった。パーネルは13年6月15日に下院において委員会報告の趣旨説明を行った。これに対して、ローズ (Rose, George, 1744-1818) を初め各方面からの反対意見が相次いだ。暫時の休会期間を経た後の14年5月5日に、パーネルは改めて新決議案を提出した。しかし前回と同様、ローズがこれを論難し、パーネルはこれに反論した。その結果、5月16日に出納長のヴァンシタート (Vansitard, Nicholas, 1766-1851) による穀物及び穀物粉の大英国からのいかなる輸出も自由であるとする法案は6月27日に成立したけれども、外国産穀物に対する輸入関税に関しては、穀物の外国依存からの独立と安定した穀物価格の実現とを目指したハスキッソンの修正案に置換された¹⁰。しかしより見過ごせないのは、穀物法擁護論者であったパーネルが27年の議会に至って穀物の自由貿易を主張し、変説している点¹¹であろう。

最後に、パーネルが最も精力的に活躍した財政改革の側面に照射しておきたい (図 I)。とはいえあまりにも多岐にわたっているので、主たるものを摘記するにとどめるほかない。大略、「パーネルの財政・税制改革論は当時の自由主義的財政改革の代表的イデオロギー…当時のイギリスの商工業者の大きな支持を勝ちえた」¹²と総評されている。とくにパーネルの『財政改革論』(1830年)は実際の観察に基づいた実践的な内容で、またその一部は、実際に、グレイ (Grey, Charles, 2nd Earl, 1764-1845) 内閣 (1830-4年) 下でオルソープ (Althorp, John Charles Spencer, 1782-1845) 蔵相によって具

図 I 1830年頃のパーネル



(注) National Portrait Gallery に所蔵されている NPG D41115 より。

現化されてもいった¹³。パーネル自身は22年に減債基金の廃止案をまさに議長票によって採決した¹⁴し、またトリー党ウェリントン (Wellington, Arthur Wellesley, 1769-1852) 内閣 (28-30年) の下でも歳入歳出調査委員会の委員長を務め、その在任中 (28年2月-32年1月) に、一方では消費税や祖原料への関税の縮減や廃止を、そして他方では産業に対する課税を説いた。歳費の削減では、王室費の低減や軍事費の年間60万ポンドの縮小を陳じた。さらには、31年7月8日に王命によって任じられた公会計調査委員会の委員長として、10月10日に『財務府に関する報告書』を下院に提出し、翌年6月1日に成立する「海事法 (Admiralty Act)」の礎を作成しもした¹⁵。

この部面で看過し難いのは、15年にパーネルが下院で経費削減という視点から植民地批判に関してヒューム (Hume, Joseph, 1777-1855) やブルーム (Brougham, Henry Peter, 1778-1868) と共同戦線を張っていた点である¹⁶。わけでもパーネルと急進派ヒュームとの親交はその後も続き、31年の年始には、パーネルは「ヒューム及びウォーバートン (Warburton, Henry, 1784-1858) と共にオルソープ卿邸で会食し、経費削減問題について長い激論を交わした」¹⁷し、同じく同年に、フランスの郵便局との非公式な交渉を通しての内約 (パーネルは郵政省の税収が増えないのを郵便税や郵便料金が高すぎることに起因するとみなしていた) をヒュームに英国郵便局に提言してくれるよう依頼してもいる¹⁸。それゆえ、24年2月12日に下院に設置された職人・機械調査委員会の委員長であったヒューム¹⁹がマカロク (McCulloch, John Ramsay, 1789-1864) と共に1証人としてマルサスを召喚した際、パーネルの口添えがあったと推察したとしても、強ち見当外れではなからう²⁰。

ともあれ32年1月26日に陸軍大臣の任を解かれたパーネルは、ウィッグ党メルバーン (Melbourne, William Lamb, 2nd Viscount, 1779-1848) 内閣 (34, 35-41年) の下で、35年4月以降海軍の出納長を皮切りに、最後は新設の財務省主計長官へと上り詰め、41年まで在任した。そしてパーネル

は41年3月14日に砂糖税について弁じたが、これが氏の最後の国会演説となった。

パーネルの著作

Observations upon the state of Currency in Ireland , and upon the Course of Exchange between Dublin and London, (Dublin:M.N. Mahon, 1804), 2nd ed, 1804, 3rd ed., 1804.

A History of the Penal Laws against the Irish Catholics, from the Treaty of Limerick to the Union, (Dublin: H.Fitzp Patrick, 1808), repr. London, 1822, 1825.

The Principles of Currency and Exchange illustrated by Observations upon the state of Currency in Ireland , the high rate of Exchange between Dublin and London, (London:J.Budd, 1805), 4th ed., 1805.

Observations on the Irish Butter Acts, London [printed] and Dublin, 1825.

Coup-d'oeil sur les avantages des relations commerciales entre la France et l'Angleterre, basees sur les vrais principes de l'economie politique, Paris, 1832.

Observations on Paper Money ,Banking and Overtrading, (London:J. Ridgway, 1827), 2nd ed., 1829., New ed., 1835.

On Financial Reform, London, 1830, 2nd ed., 1830, 3rd ed., 1831, 4th ed., 1832.

A Plan Statement of the Power of the Bank of England and of the Use it has made of it, London, 1832, 2nd ed., 1833.

A Treatise on Roads, wherein the Principles on which roads should be made are explained and illustrated by the plans, specifications, and..., London, 1833, 2nd ed., 1838.

Extracts of a treaties on roads, (Halifax [N.S.]:Gossip & Coade., 1839)..

パーネルの議会演説概要

Speech...in the House of Commons, on...April 18, 1809, on a motion to assimilate the currencies of Great Britain and Ireland, London, 1809.

Tythes. A corrected Report of the Speech of H. Parnell...in the the House of Commons, on...the 13th of April, 1810, on a motion for a select..., London, 1810.

The Substance of the Speech...on the 9th May, 1811, in the Committee of the Whole House of Commons, to which the Report of the Bullion Committee..., London, 1812.

Summary of the Arguments and Plan for a commutation of tithes in Ireland submitted to the House of Commons in the session of 1812, London, 1812.

The Substance of the Speeches of Sir H. Parnell, bart. in the House of Commons, with additional Observations on the Corn Laws, London, 1814, 2nd ed., 3rd ed., 1814.

The Speech of Sir H. Parnell...delivered in the House of Commons...the 11th May, 1824, upon Lord Althorp's Motion for a Committee on the State of Ireland, London, 1824.

A corrected Report of the Speech of Mr. H. Parnell in the House of Commons, the 10th Feb, 1825, on the motion of the Right Hon. H. Goulbourn for leave to bring in "a Bill to amend certain acts relating to unlawful societies in Ireland", London, 1825.,

Villiers, Charles Pelham Villiers., The Speeches of Charles Pelham Villiers, Esq., Sir W. Molesworth, the Marquis of Chandos, and Sir Henry Parnell on the Corn Laws, delivered in..., London, 1838.

パーネルの書簡

Soames, Henry., A Letter to Sir Henry Parnell, London, 1813.

Campbell, John., A Letter on the proposed alteration of the Corn Laws. Ad-

dressed to Sir Henry Parnell, Edinburgh, 1814.

Bentham, Samuel, Sir., *Financial Reform scrutinized: in a letter to Sir Henry Parnell*, London, 1830.

Bliss, Henry., *Letter to Sir Henry Parnell. bart. M.P. on the new colonial trade bill*, London, 1831.

II マルサス＝パーネル書簡の中の十分の一税の改革案

さて、ここで取り上げる書簡²¹は、①1808年5月4日付けのマルサスのパーネル宛の手紙 ([1])、②1808年5月9日付けのパーネルのマルサス宛の手紙 ([6])、及び③1808年5月12日付けのマルサスのパーネル宛の手紙 ([2])、以上の3通である。書肆的にみれば、マルサスが、“Newenham on Others the State of Ireland,” *Edinburgh Review*, Vol.XII, No.XXIV, (July, 1808), pp. 336-55と“Newenham on the State of Ireland,” *Edinburgh Review*, Vol.XIII, No.XXIVII, (Apr, 1809), pp. 151-70とを匿名で寄稿した直前で遣り取りした書簡となる。パーネルはその処女作(1804年)の中で、物価高騰の原因をアイルランド銀行による銀行券の過剰発行に求めた際に「最良の説明はマルサス氏の[第2版]『人口論』(1803年)に含まれている」と称賛していたし、またマルサスの方も9年論文の中で、アイルランドの人口に関する自然的、政治的、及び商業的な事情に精通した「極めて有能な先駆者」として、ヤング(Young, Arthur, 1741-1820)と並んでパーネル兄弟の名を挙げている²²。2人がいつ頃知り合ったかを確定するのは至難であるけれども、文面([1] 109頁、[6] 113頁、[2] 117頁)からしてマルサスのケンブリッジ大学在学以来の学友で7年にケンブリッジの近代史担当教授となったスミス(Smyth, William, 1763-1849)が両者の間に介在していたことは間違いあるまい。

ともあれ、3通に共通する主たる話題²³が「アイルランドの十分の一税の制度とその改革案」([6] 113頁)についてであることは一目瞭然であ

ろう。かつ突き詰めれば、その要点を、マルサスが「十分の一税の代わりに全体の一定量の純地代を割り当てること」(〔1〕110頁、また〔4〕p. 167をも参照)を提起した²⁴のに対して、パーネルが²⁵、それを実際に「アイルランドで実行することは不可能である」(〔6〕113頁)と返答し、年額30万ポンド弱に及ぶ十分の一税の代わりとして「大蔵省 (the Treasury) による聖職者 (the Clergy) への (貨幣) 支払い」、ないしは「(十分の一税の取得権者による一部の) 土地の代用 (substitution of land)」(括弧内引用者)を提案している(〔6〕114頁)点に収縮できよう。別言するなら、マルサスはイングランドでは「一定量の純地代やそれに類する地代を…十分の一税の最良の代替物とみなす習慣」(〔1〕110頁)が定着しているので、それをアイルランドにも適用してはどうかと考えた、他方、アイルランドの実情に通暁したパーネルの方は、アイルランドの「あらゆる階層 (ranks) の人々は [事業 (business) または] こまごまとした仕事 (detail) をする習慣には不慣れであり、かつまた、支払われるべき地代量の正当な割り当てのようなものを保証することもまたほぼ不可能」(〔6〕114頁)とみなした、こう言い換えよう。2人は、等しく、あくまでもアイルランド貧民の救済という視点に立って、十分の一税の改革案を模索したにもかかわらず、「十分の一税支払いの代替案」(〔6〕113頁)に関しては、どうしてかくも異なる見解を立言したのであろうか。以下では、論点をこの点に絞り、あとう限り追究してみたい。

Ⅲ 十分の一税問題

マルサスは、当時のアイルランド人口を1798-1800年にアイルランド議会議員を務めたニューアナム (Newenham, Thomas, 1762-1831) の推計によって「540万人 (1804年)」(〔3〕 p. 337)と推算したり、あるいはまたミース州のナヴァン (Navan) の国教会牧師であり、日曜学校の設立に寄与したボーフォート (Beaufort, Daniel Augustus, 1739-1821) の『アイ

ルランドの地図の回想』(1792年)に依拠して「402.8万人」と見積り、27年現在では「およそ750万人」に達している概算したりしている²⁵。さらにこれを「カソリック人口」²⁶と「プロテスタント人口」(〔4〕p.162-3)とに振り分けると、おおむね、カソリック信徒が400万人、長老派信徒(プロテスタントのうちのカルヴィン派の教徒)が50万人、そしてプロテスタント信徒が約50万人ということになる²⁷。またこのうちのプロテスタント信徒が大半の農地²⁸を所有し、このことをマルサスはいみじくも「貧しいカソリック信徒 (the poor Catholics)」(〔4〕p.160, 163)、「豊かなプロテスタント信徒 (the rich Protestants)」(〔4〕p.159)と表示している。

これを少しばかり敷衍すれば、1703年の時点で、既に、カソリック信徒の土地所有率はわずか14%であった²⁹。しかも「1703年から1788年にかけて、数多くのローマ・カソリックの土地所有者が改宗し、大部分が姓名を英国名にして、プロテスタントの『成り上がり者』の一部として繁栄し、…地主がますます裕福になって暴君じみてくるのに対して、借地人の方はカソリックも『非国教徒』も農奴化し…土地をもたない大多数のアイルランド人は、希望のない貧困と絶望の淵へとどんどん追いやられ」³⁰ていったと概観できる。

この実相を、マルサスが最大の情報源としていた A. ヤングの全2巻の『アイルランド旅行記 (1776-1779年)』(1780年)の記述を手引きにして、一層詳らかにしよう³¹。アイルランドの地主は通常、ロンドン、バース、ダブリン、あるいはパリやローマに居住する不在地主 (absentee) であった。彼らはおよそ土地の改良には無関心で、その管理を所領管理人に任せっきりであったけれども、年間150万ポンド (1797年)にも上る不在地主地代を受け取っていた。こうした地主たちは、その借地人がプロテスタント信徒であるなら、3代にわたる世代借地 (leasehold for lives) で、またカソリック信徒であるなら、21年ないしは31年という長期の定期契約 (leasehold for years) で仲介借地人 (Middleman) に貸し出し、仲介借地人³²はこの借地をさらに下位借地人 (under tenants) に又貸し (re-let)

していた。また仲介借地人も地主と同様に、その借地には住むことはなく、ロンドン、バース、もしくはダブリンやその他のアイルランドの地方都市に在住していた。たとえ借地に居を構えていた場合であっても、仲介借地人が自ら土地改良を行うことは殆どないばかりか、下位借地人に様々な用役や現物を強要するのが常で、狩猟と深酒に明け暮れていた。しかも仲介借地人の下位借地人への又貸しは極めて短期の借地契約でもってか、あるいは借地契約を一切結ばないままになされていた。

最終的な保有借地人（大抵の場合、2、3人の転借人がいた）、すなわち「真の農夫（real farmer）」の様相は多様であるので、ここではパーネルの膝下であるクイーンズ州の例だけを示すことにする。そこの保有借地人は総じて、勤勉で、土地改良にも熱心であったけれども、借地契約期間があまりに短期であり、かつ手持ち資金が鮮少あったために、生活状況は小屋住農（cottars）と似たり寄つたりの窮状であった³³。それでも、自らの借地をさらに分割し、これをジャガイモ畑として、あるいはまた1、2頭の牝牛用の土地として小屋住農に貸し付け、このことによって何とか労働力を確保しようと努めていた。では、農村社会の底辺部に溺んでいた「カソリック信徒の下層（lower orders）」（〔4〕 p.162）にほかならない小屋住農の有様といえ、どうであったであろうか。かつてはアイルランドの豪農であった彼らの祖先は、その広大な所領地をイングランドによる収奪によって無産者の小屋住農と化し、農繁期には、任意解約小作人（tenant-at-will）として日雇いまたは週決めで雇用され、現物ないしは借地という形でその報酬を受け取るようになった。また、農閑期の6ヶ月程は6ペンスもしくは6ペンス半の日当で日雇い労働に出精した。こうした末に、辛うじてジャガイモ畑の1エーカー（アイルランド・エーカーはイギリス・エーカーの約1.6倍）あたり年間2～3ポンド程度の地代を取っていたというのが小屋住農の実情であった。さらにそんなカソリック信徒の小屋住農たちにも、事実上英国国教会を支えるための十分の一税が賦課されていたのである。このことが小屋住農たちに怨嗟の声を上げさせた³⁴のも当然

の成り行きであったといえよう。

但し、1 エーカーあたりおおよそ2 シリング6 ペンス³³の十分の一税³⁶はあらゆる農地から徴収できていたわけではない。高目にみても、精々、半分の農地から徴収できたにすぎなかったであろう。例えば、マレット (Mallet, John Lewis, 1775-1861) はその模様を、「1800年には、地代を払ってなお十分の一税をも支払った土地が2900万エーカーあり、また地代を払って十分の一税を支払わない約900万エーカーあった。また地代も十分の一税も生じない土地も数百万エーカーあった。したがって土地の約半分は十分の一税を支払わなかった」³⁷と伝えている。こういった概況はアイルランドについても大同小異であったと想定できよう。

IV 2人の所論の検討

マルサスの側から吟味しよう。マルサスは1803年11月21日には父ダニエルの従弟ドールトン (Dalton, Henry, ?-1821) に推薦され、リンカーン州のマーケット・レイズンに近いウェイルズビー (Walesby) 教区の不在教区牧師に就任した。したがって、それ以降亡くなるまで、毎年年間300ポンド程度の十分の一税の一定部³⁸をおそらくは金銭³⁹で受け取っていたと推測される⁴⁰。それゆえ、マルサスが自説を自己弁護論と受け止められてしまうことを危惧し、あえて十分の一税の廃止を前面に押し出したとする見方⁴¹にも首肯しえよう。加えて、英国国教会牧師がカソリック信徒の解放や十分の一税の廃止を公言するのは憚られるので、マルサスは8年論文、9年論文を意図的に名を伏せて公表したとする解釈⁴²をも考え合わせるなら、なおさらそういえよう。

しかしより肝心なのは、マルサスが2版『人口論』以降の諸著作において、「直接には農業資本家によって負担され、最終的には地主に転嫁されていた十分の一税については、これを農業発展の阻害因子の一つとして槍玉にあげている」⁴³という点である。つまりマルサスの見解では、十分の

一税は農業改良を阻むものにほかならず、仮に十分の一税を廃止し、その分を「商品の価格を騰貴させる傾向をもたない唯一の租税であるから、これはすべての租税中最良のもの」と解する⁴⁴地租⁴⁵に付加したとしても、地主の懐は実質的に痛まない⁴⁶というのである。マルサスはこのことをしかと把握した上で十分の一税の廃止論を明言していたのである。このことを忘失してはならない。

ついで、翻って、パーネルの立場から辿ってみよう。パーネルもアイルランドのカソリック貧農たちが十分の一税の苛斂誅求で困窮の極みに陥っていることには人一倍強い義憤を抱いていた。だから第2版『人口論』を読まずとも、マルサスに勝るとも劣らないほど十分の一税を嫌悪していた。しかし同時に、選挙地盤である地元クイーンズ州の自由保有者たちから出された請願の実現を担ってもいた。それゆえパーネルは、十分の一税の代替案を地主の肩に負担が降りかからないような範囲内で模索、提言せざるをえなかったと推考される。したがって「十分の一税の代わりに全体の一定量の純地代を割り当てること」(〔1〕110頁)というマルサスの提案は受け入れ難かった。そしてクイーンズ州の細分化された農地所有の状況では、「聖職者に土地を与える」(〔1〕110頁)という策も非現実的であり(〔6〕116-7頁)、地租の新設ではない「まったく新しい課税制度 (the system of taxation quiet new, or an entire new system of taxation)」(〔6〕114頁)に裏付けられた「大蔵省 (the Treasury) による聖職者 (the Clergy) への (貨幣) 支払い」こそがアイルランド (少なくともクイーンズ州) における最善の十分の一税の代替策であると主張したのである。後年の30年5月に、マレットは、「ヘンリー・パーネル卿は、アイルランドでは、十分の一税についての和解が行われたところではすべて全く一様に、かつ目立って、耕作の拡張が見られる…と語った」⁴⁷と書き留めている。

またこうした意見の相違を相互に交す書信であったにもかかわらず、双方とも相手に細やかに行き届いた心遣いを配していることもまた読み過ぎせないであろう。3通の私信から、両者における先方への並々ならぬ信頼

や敬意をくみ取れよう。例えば、マルサスは「アイルランドの情報を最近
は得ていません」(〔2〕117頁)と記し、再三、アイルランド事情に関する
自分の一知半解を吐露している(〔1〕112頁)。その上、マルサスは議
員パネルに、難題の「カソリック問題⁴⁸ (the Catholic question)」(〔6〕
113頁)の解消策や十分の一税の代替案の提出は後回しにして、まずは、「ア
イルランドの下層階級が蒙って言う極端な抑圧と困苦についてのみ詳述し
…可能であればこの点について何らかの変化が必要であるということの同
意を得」(〔1〕112頁)ることが肝要であると具申さえしている。一方、
パネルの方もクイーンズ州の選挙民からの要精に応える必要のあること
を包み隠さず表白すると共に、機会あればハートフォード⁴⁹に出向き、十
分の一税の代替案についてマルサスと十分に話し合いたいとも返事して
いる(〔6〕115頁)。以上のようなことから、2人が極めて友好的な親交を
重ねていたと推量できよう。

V 若干のまとめ

ところで、マルサスの同時代人たちはカソリック信徒解放を繰り返し説
いたマルサスの8年論文や、地代による十分の一税の代替を提言した9年
論文にいかにか反応していたのであろうか。もとより両論文は匿名論文で
ある。それゆえその反響を窺知するのは難しいけれども、幸い、『エディン
バラ評論』誌の編者であったホーナーとジェフリー (Jeffrey, Francis, 1773
-1850) とが幾らかの印象を書き残してくれている。本報告をしめくり
あたって、まずはこれを整理し、その上でマルサス=パネル書簡の有する
意味について考えてみたい。

ホーナーのそれはとても辛口の評で、8年10月27日付けで学友のマリ
(Murray, John, 1778-1843) に宛てて、「あなたはマルサスによるニュー
アナムの書評をご覧になりましたね。…あなたが、私が既に言及しました
マルサスの全著作物に与えている欠陥をこの書評の中に見出されることか

と存じます。それは、自らの諸原理の提出における正確さと、彼がそれらから跡付ける諸結果を裏付ける際のはっきりとした明快さとの欠如です。」と書き送っている⁵⁰。ホーナーは友人で、ヒンズー文学の研究者であるハミルトン（Hamilton, Cpt. Alexander, 1762-1824, 後にマルサスの東インドカレッジの同僚となった）を介して、4年にはマルサスと知り合い、その後も交流を重ねていきはするし、またジェフリーからも第2版『人口論』を『エディンバラ評論』で書評してくれよう再三のわたって懇請されてもいた⁵¹。にもかかわらず、マルサスの著作に対するホーナーの評価はかくも手厳しい⁵²。

これに対して、ジェフリーの方は8年論文に諸手を挙げて共鳴している。すなわち、ジェフリーは8年4月21日付でエディンバラからマルサスに宛てて、「あなたのニューアナムの書評を読み終えたところです。それは称賛に値するばかりか、わが意を得たりのもので、かつ見事で、極めて魅力あふれるものと感じ入っています。あなたが党派心や気まぐれを取り払い、追従あるいは感情を排して、男らしく、かつまた温和な論調で示されている愛国心と、私自身の感情や印象とが一致していると言えるのを大いに誇らしく思っています。私の担当した寄稿者の作品でこれほどまでのものにはいまだ出会っておりません。私はあなたのことを畏敬するにやまず、あなたの気高さや力強さには嫉妬心をも覚えています。あなたにほどなくお会いできるかと思うと新たに嬉しさが込みあげてきています。」という書面を差し出している⁵³。佐藤の考証によれば、ジェフリーは、マルサスが8年論文で強調したカソリック信徒解放によって、無為に排除してきたアイルランドの有為な人々の希望や熱意が呼び起こされるにとどまらず、彼らの大英帝国への愛着及び忠誠心が回復されると展望していた。それゆえ2人の所見はおおむね合致していたとされる⁵⁴。加えて、ジェフリーは10年8月に第2版『人口論』の好意的な書評を公表してもいるし⁵⁵、また爾後もマルサスとの友誼を深め、ついにはホエトリ（Whately, Richard, 1787-1863）と同様に、マルサスには「平常から子供のように非常に

いたずら好きの性癖がある」⁵⁶と気付くほどまでの仲になっていったと推察される⁵⁷。

話をパーネルに戻そう。残念なことに、パーネルがマルサスの8年論文、9年論文についてどのような心証を持っていたかを確定させてくれる原資料は見出せない。しかしながら既述したように、マルサス＝パーネル書簡から大体的見当が付きはしよう。むしろここで括目すべきは、パーネルが『財政改革論』(1830年)⁵⁸の中で、マルサスの『経済学原理』(1820年)から、「諸国民の富に影響を及ぼす第一の、かつ最も重要な原因の中には、疑いもなく、政治学及び倫理学の項目に属するものが入れられなければならない。ある程度のそれなしには個人の勤労に対する何らかの刺激もありえないところの財産の保障 (security of property) は、主として、一国の政治組織、その法律の優越性及び運用性に依存している。そして規則正しい努力にも一般的に公正な品性に最も好都合であり、したがってまた富の生産と維持とに最も好都合な習慣は、主に同じ諸原因、並びに道徳的及び宗教的教養に依存している。」⁵⁹という件を引用しつつ、アイルランド経済の発展の方向性を打ち出している点であろう。すなわち、パーネルは、カソリック問題を解消し、アイルランドの労働階級に市民的権利を付与し、併せてアイルランドに財産の保障をしっかりと確立すること⁶⁰が、アイルランドの経済発展にとって不可欠事であると論じているのである⁶¹。まぎれもなく、これは『経済学原理』におけるマルサスの所論⁶²の全面的受用である。しかし遡れば、その議論の原型は既に8年論文及び9年論文の中に存して⁶³、パーネルにとっては、まさにこうした時期⁶⁴にマルサスとの交流を開始したのは奇しき僥倖といっても過言ではないであろう。

(注)

- 1) 但し、ウィリアムは1807年に *An Historical Apology for the Irish Catholics* を著わしている [James, Patoricia, *Population Malthus* (London:Routledge & Kegan Paul Ltd.,1979),p. 144]。
- 2) パーネルは21年6月15日の経済学クラブの第3回会合で会員に推薦され、その後亡くなるまで会員で、25年4月11日の月例会での「アイルランドの人口増加を防止するためにか

- なる方策がとられえるか」という報告を嚆矢に、都合6回の討論議題の提出をなしている、とりわけ20年代後半から30年代前半にかけては頻繁に月例会に出席し、マルサスとも幾度となく同席している〔藤塚知義『経済学クラブ』（ミネルヴァ書房、1973年）20、74、76-7、79、81、158、178、180、189、197、213、215、230、236、307頁〕。
- 3) ちなみに、「コングルトン」とはウィッグ党内の最自由派の活動的な1員という称号のことである〔James, P, *op. cit.*, p.142〕。
 - 4) 佐藤進『近代税制の成立過程』（東京大学出版会、1965年）159頁注11、佐藤芳彦『『会計制度』と財政民主主義（V）』『岩手大学人文社会科学部紀要』第89号（岩手大学人文社会科学部、2011年）5-6頁。
 - 5) フォスター（Foster, John Leslie, 1781-1842）やソートン（Thorton, Henry, 1760-1815）を含む〔峰本暉子『イギリス金融史論』（世界書院、1978年）8頁、佐藤有史「マルサスのニューアナム書評論文」『マルサス学会年報』第15号（マルサス学会、2006年）92頁〕。
 - 6) 峰本暉子『イギリス金融史論』8、29頁。
 - 7) アルバート・エドガー・フェヴァー、エドワード・ヴィクター・モーガン著一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング』（新評論社、1984年）211頁。
 - 8) 田中生夫編訳『インフレーションの古典理論』（未来社、1961年）147頁。
 - 9) 田中編訳前掲書166頁。
 - 10) 北野大吉『英国自由貿易運動史』（日本評論社、1943年）77-89頁、及び金子俊夫『イギリス近代商業史』（白桃書房、1996年）23-9頁。
 - 11) 服部正治『穀物法論争』（昭和堂、1991年）198-9頁、また吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』（御茶の水書房、1968年）395頁注39。
 - 12) 佐藤前掲書159頁。
 - 13) 吉岡編著前掲書394-5頁、及び佐藤前掲書155頁。
 - 14) 藤塚前掲書236頁、及びE.L. ハーグリーヴズ著一ノ瀬篤・斎藤忠雄・西野宗雄訳『イギリス国債史』（新評論、1987年）157頁。
 - 15) 佐藤芳彦『『会計制度』と財政民主主義（IV）』『岩手大学人文社会科学部紀要』第87号（岩手大学人文社会科学部、2010年）334-5頁。
 - 16) ドナルド・ウィンチ著杉原四郎・本山美彦訳『古典派政治経済学と植民地』（未来社、1975年）90頁。
 - 17) 藤塚前掲書167頁。
 - 18) サー・ローランド・ヒル、ジョージ・バークベッヒ・ヒル著本田静雄訳『サー・ローランド・ヒルの生涯とペニー郵便の歴史』（通信協会、1988年）上巻221-2頁。
 - 19) ちなみに、ヒュームは28年5月、29年12月、及び31年2月、の都合3度、経済学クラブの会員候補に推挙されたけれども、いずれも不選出に終わった、藤塚前掲書157頁訳注17、166頁、171頁訳注2。
 - 20) 拙訳「下院委員会におけるマルサスの2証言」〔長崎県立大学論集〕第34巻3号（長崎県

立大学学術研究会、2000年) 79-80頁。

- 21) 1653年から国会議員や政府高官らには無料郵便送受権が付与されていたから、パーネルは無料で、またマルサスの方はロンドンの北20マイル余りのハートフォードに住んでいたから、シングルレターあたり6ペンス程度の料金で文通していたであろう〔星名貞雄『郵便の文化史』(みすず書房、1982年) 112、122-3頁、xxvii頁第8表を参照〕。
- 22) 〔4〕p. 153、また佐藤有史「マルサスのニューアナム書評論文」96-8頁や、山倉和紀「パーネルとアイルランド為替問題」『商学集志』第82巻第4号(日本大学商学部、2013年) 32-4頁も参照。
- 23) 但し、書簡の中には、他にも、「農業労働と穀物との平均が最も実用的な尺度」(〔1〕109頁)等といった看過できない重要な文言が含まれている、多言の要なく、これは初版『経済学原理』(1820年)における、「真実交換価値の尺度」の規定とほぼ同一である〔〔5〕pp. 129、133、小林時三郎訳『経済学原理』(岩波書店、1968年)上180、187頁、またJames, P., *op. cit.*, p. 318-9も参照〕。
- 24) なお当時、ピット首相も十分の一税の定額化、地代での代納化を真剣に検討していた〔勝田俊輔『真夜中の立法者キャプテン・ロック』(山川出版社、2009年) 146頁〕。
- 25) 拙訳「下院委員会におけるマルサスの2証言」93-4、129頁。
- 26) ちなみに、カソリック人口は18世紀半ばから1840年代前半までに500万人増加したと算出されている〔法政大学比較経済研究所/後藤浩子編『アイルランドの経験』(法政大学出版局、2009年) 173頁〕。また同時期におけるアイルランド総人口の増加そのものが約500万人であるから、ほぼカソリック人口だけが急増したと推される〔拙論「クラムプとマルサス」永井義雄・柳田芳伸・中澤信彦編『マルサス理論の歴史的形成』(昭和堂、2003年) 229頁表1〕。
- 27) James, P., *op. cit.*, p. 145や、勝田前掲書6頁を、あるいはまた〔3〕p. 349,〔4〕p. 163をも参照。
- 28) 言うまでもなく、「十分の一税は牧場には課されず、穀物を作る土地だけに課される」〔藤塚前掲書161頁訳者註、勝田前掲書45頁〕。
- 29) 前掲拙論「クラムプとマルサス」230頁。
- 30) マコール (MacCall, Seamus) 著大淵敦子・山奥景子訳『アイルランド史入門』(明石書店、1996年) 68頁。
- 31) その際、西村孝夫著『イギリス近代経済史の研究』(有信堂、1954年) 121-5頁を大いに参照した。
- 32) なお、仲介借地人は1826年になって、ようやく禁止された、佐藤有史「マルサスとアイルランド」『湘南工科大学紀要』第39巻第1号(湘南工科大学、2005年) 111頁。
- 33) その実態については、拙論「マルサスとクラムプ」228-9頁や、勝田前掲書23-4、36-41、138-41頁を参照、またマルサスが8年論文で、初めて「愉楽の標準(standard of comfort)」という術語を用いて、人口の増減との関連で議論しているのも黙過できないであろう

- (〔3〕 p. 353)。
- 34) 例えばマンスタでは、ジャガイモ畑にも十分の一税が課されていた。またその査定法や徴税方式はしばしば恣意的であり、しかも十分の一税徴税請負業者が容赦なく取り立てていた。そのため、アイルランド貧農は十分の一税に強い憎悪を抱いていた〔勝田前掲書45、47、154頁〕。なお、マルサスは第2版『人口論』以降の著作において、アダム・スミスの『国富論』の記述を援用しながら、アイルランド貧農の間でのジャガイモ畑の争奪戦が異常な高地代を引き起こしていると論及している〔上野格「経済学者とアイアランド問題」杉原四郎・菱山泉編著『セミナー経済学教室2 経済学史』(日本評論社、1974年)160頁〕。
- 35) 藤塚前掲書224頁。
- 36) 英国全体におけるその年間総額はおよそ230万ポンド程度と試算されている〔藤塚前掲書223頁〕。またパーネルによれば、アイルランドのそれは30万ポンド未満である(〔6〕114頁)。
- 37) 藤塚前掲書160頁、また同書203頁も参照。ちなみに、アイルランドにおける「十分の一税の実際の徴収額は生産物の10%の3分の1程度に過ぎなかった」と想定されている〔勝田前掲書47頁〕。
- 38) マルサスが不在時には、ヤング (Younge, John Cole) 副牧師がマルサスの代理を務めていた〔James, P. *op. cit.*, p. 415〕。
- 39) 36年に制定された十分の一税金納化法 (Tithe Commutation Act) の規定によれば、金納の基準は過去7年間における収量の十分の一の平均であった〔勝田前掲書45、47、154頁〕。なお十分の一税の取得権者は農民との協定を結び、18世紀後半から物納より生産物の売却金での支払い (年貢和解金) を求める傾向にあった〔並松信久「18～19世紀イギリスにおける『土地管理』の形成」『京都産業大学論集 (社会科学系列)』第24号 (京都産業大学、2007年) 18頁、及び小林章夫『物語イギリス人』(文藝春秋、1998年) 119-20頁〕。
- 40) 拙著『増補版マルサス勤労階級論の展開』(昭和堂、2005年) 143頁注21、267-8頁注25を参照。ちなみに十分の一税は当時の国教会の歳入のおよそ75%を占めていた〔勝田『真夜中の立法者キャプテン・ロック』146頁〕。
- 41) James, P. *op. cit.*, p. 157-8。
- 42) 上野格「イギリスとアイアランド」宮崎犀一・山中隆次編『市民的世界の思想圏』(新評論、1982年) 104頁。
- 43) 前掲拙著137頁、また同書164、245頁も参照。
- 44) 前掲拙著137頁。
- 45) 8年では、約760万ポンド、前掲拙著133頁を参照。
- 46) マレットは、「一般の意見としては、…もし十分の一税が廃止されたら、その利益の一部は地代の形で地主の手に入り、他のより小さい一部が消費者の手に入るであろう。」〔藤塚前掲書203頁〕と論述している。
- 47) 藤塚前掲書160頁。ちなみに1822年には、「約60人のアイルランド貴族と議員が集會し、十分の一税の地代での代納化を実現すべきとする決議を全会一致で可決し、総督に上奏して

いた」[勝田前掲書146頁]。

- 48) 周知のように、29年4月に新カソリック救済法が成立するまでは、「宣誓令」によってカソリック信徒は国会議員の被選挙権や高位官職への就任を認められていなかった [マーコル前掲訳書75-6、80頁、133頁訳注5及び訳注6を参照]。
- 49) マルサスは9年の秋頃には、ヘーリーベリーの東インドカレッジ内の庭のあるヘイリー・ハウス (Hailey House) の東側半分に転居していくが、少なくとも10年2月まではハートフォードの仮寓をも借りていた [山崎好裕「マルサスからホーナーへの5通の書簡」『福岡大学経済学論叢』第57巻第3・4号(経済学論叢編集委員会、2013年)127頁]。
- 50) 佐藤「マルサスとアイルランド」117頁。
- 51) 奥田聡「フランシス・ホーナーの金融思想の形成と展開」飯田裕康・出雲雅志・柳田芳伸編「マルサスと同時代人たち」(日本経済評論社、2006年)213頁、及び拙訳「フランシス・ジェフリーのマルサス『人口論』評」『長崎県立大学経済学部論集』第45巻第3号(長崎県立大学学術研究会、2011年)108頁。
- 52) 佐藤「マルサスとアイルランド」117頁。
- 53) James, P. *op. cit.*, p. 149-50.
- 54) 佐藤「マルサスのニューアナム書評論文」99頁。
- 55) 拙訳「フランシス・ジェフリーのマルサス『人口論』評」。
- 56) 藤塚前掲書202頁。
- 57) 拙訳「ゴドウィンの『人口について』を評す」『長崎県立大学論集』第41巻第4号(長崎県立大学学術研究会、2008年)310-11頁。
- 58) 「マルサス文庫」は必ずしもマルサスの蔵書とはいえないけれども、パーネルの第2版『財政改革論』は『アイルランドの通貨事情及びダブリン＝ロンドン間の為替相場に関する所見』(1804年)と共に「マルサス文庫」に収められている [The Malthus Library Catalogue (Pergamon Press Inc., 1983), p. 37]。
- 59) [7] p. 252、[5] pp. 345-6、但し、パーネルは転載の際 p. 344と誤記している [[5] 下149-50頁]。なお、パーネルは『財政改革論』において、「アダム・スミスやリカードウの財政理論に従いながら、1820年代における現実の事態を直視し、これを反映させて、自由主義的な財政理論を一層拡大させた」[大淵利男「イギリスの選挙法改正運動とパーネルの『財政改革論』」『法学紀要』第8巻(日本大学法学研究所、1966年)333頁]とするのが定説ではあるけれども、実際にはパーネルはバーク (Burke, Edmund, 1729-97) の全16巻の著作集 (1815-27年) やシンクレア (Sinclair, Sir John, 1754-1853) の全3巻『イギリス帝国歳入史』(1785-9年) を、あるいはまたマカロクの『経済学原理』(1825年) やミル (Mill, James, 1773-1836) の『経済学要綱』(1821年) など多数の文献や論説から引用している。
- 60) マルサスはランデール制 (rundale) を人口過剰を誘発する「財産共有社会」とみなしていたようである [「下院委員会におけるマルサスの2証言」126頁]。

- 61) [7] p. 252-4。
- 62) その要旨は、拙論「クラムプとマルサス」233-5頁を参照、なおマルサスは27年の下院移民特別委員会においても、ほぼ同じ趣旨の答弁を行っている[拙訳「下院委員会におけるマルサスの2証言」111-2, 125, 129頁、また上野前掲論文102頁も参照]。
- 63) 例えば、[3] pp. 353-4、あるいは[4] p. 165、また上野前掲論文101-2頁をも参照。
- 64) この時期、「マルサスは、ホーナーたちとの交友を通じて公的・私的に自由主義的なスタンスをとろうとした」と主張されている[佐藤「マルサスとアイルランド」121頁]。

引用文献

(邦訳を併記している原文引用にあたっては、それが全訳である場合、原典と照合した上で、特記の要ある場合を除いて邦訳の頁のみを付記した。また邦訳からの引用に際しては幾分改訳を施したところもある)

- [1] A Letter from Thomas Robert Malthus to Henry Brooke Parnell of May4, 1808.[柳田・中野訳「マルサスのH. パーネル及びA. ヤング宛の書簡」『長崎県立大学経済学部論集』第47巻第4号(長崎県立大学経済学部学術研究会、2014年)111-4頁]
- [2] A Letter from Thomas Robert Malthus to Henry Brooke Parnell of May12, 1808.[柳田・中野訳「マルサスのH. パーネル及びA. ヤング宛の書簡」『長崎県立大学経済学部論集』第47巻第4号(長崎県立大学経済学部学術研究会、2014年)119-20頁]
- [3] Malthus, Thomas Robert, "Newenham on Others the State of Ireland," *Edinburgh Review*, Vol. XII, No. XXIV, (July, 1808), pp. 336-55.
- [4] Malthus, Thomas Robert, "Newenham on the State of Ireland," *Edinburgh Review*, Vol. XIII, No. XXIVII, (Apr, 1809), pp. 151-70.
- [5] Malthus, Thomas Robert, *Principles of Political Economy*, 1st ed., (London: John Murray, 1820) [小林時三郎訳『経済学原理 上・下』(岩波書店、1968年)]。
- [6] A Letter from Henry Brooke Parnell to Thomas Robert Malthus of May 9, 1808., in Pullen, John & Parry, Trevor Hughes, ed., T.R. Malthus: The Unpublished Papers in the Collection of Kanto Gakuen University (Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1997). 1:85-7. [柳田・中野訳「マルサスのH. パーネル及びA. ヤング宛の書簡」『長崎県立大学経済学部論集』第47巻第4号(長崎県立大学経済学部学術研究会、2014年)115-7頁]
- [7] Parnell, Henry Brooke, *On Financial Reform*, 3rd ed., (London: John Murray, 1831)

(付記)

本翻訳は科研費研究「マルサス書簡から見たマルサスとヤング、ジェフリー、チャーマーズ、ヒューウェル」(2012年度～14年度、「基盤研究(C)(研究代表者)・柳田芳伸」)の成果の一部である。